

「障がい者アート展inおごせ」 のアート作品常設展示

アート展終了後から3月まで、事業所ごとにアート作品を展示しています。

2月は、光の家療育センターの作品です。ぜひ、ご覧ください。(3月は、おごせ福祉作業所の作品の予定です。)

※作品入替等の都合により展示期間が前後する場合があります。

会場 里の駅・おごせ【観光センター】
時間 午前9時～午後4時



アート展の様子

健康福祉課 福祉担当
☎内線 112・113

HPVワクチンのキャッチアップ接種 の経過措置が設けられました

HPV ワクチン積極的勧奨の一時的な差し控えにより接種機会を逃した方に対して、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種が実施されています。

当初、令和7年3月31日までとされていたキャッチアップ接種について、昨年の夏以降の接種希望者増加に伴い、**期間内に1回以上接種した方は、令和8年3月31日まで公費で3回の接種が受けられるようになりました。**

1回目を未接種の方は、令和7年3月31日までに1回目の接種を済ませることをご検討ください。

対象者 ・従来のキャッチアップ接種の対象者(平成9～19年度生まれの女子)
・令和7年度の新たに定期接種に対象から外れる方(平成20年度生まれの女子)

期間 キャッチアップ接種期間終了後1年間(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

※ワクチンの有効性・安全性については厚生労働省のホームページをご覧ください。



厚生労働省 HP

接種を希望される方で、予診票がお手元ない場合は、保健センターへお問い合わせください。
保健センター ☎292-5505

おむつ代の医療費控除と 特別障害者控除・障害者控除について

おむつ代の医療費控除の「確認書」について

おむつ代の医療費控除を申告する場合、次の①と②の両方に該当する方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する「確認書」により代用することができますので、健康福祉課に申請してください。

対象者

- ①要介護認定を申請し、すでに認定結果が通知されている方。
- ②ねたきりの状態で尿失禁の可能性があると、または尿カテーテルを使用していることを要介護認定の際の「主治医意見書」により確認できる方。

高齢者の特別障害者控除・障害者控除対象認定書の発行について

身体障害者手帳等をお持ちでなくても、65歳以上で要介護認定を受けている方などのうち、次の①と②のどちらかに該当する方は、所得税や町民税の特別障害者控除または障害者控除の対象になることがあります。確定申告等をする場合、町で発行する「認定書」が必要となりますので、健康福祉課に申請してください。

対象者

- ①町の「在宅ねたきり高齢者等介護慰労金」の受給対象となる、ねたきり高齢者などの方(特別障害者控除に該当)
- ②ねたきりや認知症の状態が一定の基準を満たしていることを、要介護認定の際の「主治医意見書」により確認できる方(特別障害者控除または障害者控除に該当)

健康福祉課 高齢者介護担当
☎内線 115・116

介護予防教室を開催します

越生町地域包括支援センターでは、皆さんが元気に生活し続けるヒントとなる介護予防教室を開催しています。ぜひお申し込みください。

1. メンタルヘルス教室

日時 2月20日(木)、3月4日(火)
2日間コース
午前10時～11時30分
内容 「マインドフルネス瞑想法」や「自律訓練法」などを用いて自分の考えを見つめなおしたり、自分と向き合うことを学びます。

会場 中央公民館集会室
講師 駿河台大学心理学部准教授 近藤 育代 氏
持ち物 筆記用具、マイレージカード

2. 薬教室

日時 2月28日(金)
午後1時30分～2時30分
内容 眠りに関するお薬の話。「毎日飲んで大丈夫かな」「安定剤と導入剤って何が違うの」等薬剤師が解説します。

会場 越生町保健センター
講師 薬剤師 内藤 久美子 氏
持ち物 筆記用具、マイレージカード

3. 栄養教室

日時 3月11日(火)
午後1時30分～3時
内容 カット野菜や出来合いのおかずを活用した簡単献立について。簡単献立の試食。

会場 中央公民館集会室
講師 管理栄養士 小田島 京子 氏
持ち物 筆記用具、マイレージカード

申し込み
越生町地域包括支援センター(保健センター内)
☎049-292-5505

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入の皆さまへ マイナ保険証をお持ちでなくても、今までどおりの医療を受けられます

令和6年12月2日から、マイナ保険証(健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しましたが、12月1日現在で、お手元にある国民健康保険証・後期高齢者医療保険証は、保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入されている方の保険証の有効期限は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証をお持ちでない方などには「資格確認書」を交付します

「資格確認書」には、保険証と同様に氏名や生年月日、被保険者番号などが記載されており、医療機関等に提示すれば、これまでどおり保険診療を受けることができます。

「資格確認書」を交付する方

- ①マイナ保険証をお持ちでない方
申請不要で、保険証等の有効期限が切れる前に「資格確認書」を交付いたします。
- ②新たに後期高齢者医療保険に加入した方
申請不要で、資格確認書を交付いたします。(令和7年7月末まで)
- ③マイナ保険証での受診が困難な方(ご高齢の方、障がいをお持ちの方など)
申請いただくことで、資格確認書を交付いたします。

■マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録の解除をすることができます。解除の申請・受付は医療保険者で行っています。越生町国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は越生町役場町民課で受け付けています。その他の方は、ご自身が加入している医療保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証への切り替えをご確認ください。

診療履歴に基づいたより良い医療を受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをぜひご確認ください。



さらに詳しい情報は
こちらから

町民課 国保年金担当 ☎内線 121・122・123

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」は大切に保管を

令和6年10月1日から12月31日までの間に、初めて国民年金保険料を納付された方へ、2月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

国民年金の保険料は、確定申告の際に「社会保険料控除」の対象になります。この控除を受けるには、納付したことを証明する書類(社会保険料(国民年金保険料)控除証明書や領収書等)を添付する必要がありますので、大切に保管してください。



ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
町民課 国保年金担当 ☎内線 123

コンビニ交付サービスの 臨時休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、住民票の写し等の各種証明書の発行を臨時休止いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

【システムメンテナンス日】

2月13日(木曜日)午後9時～11時

※証明書のコンビニ交付を利用しようとした場合、メンテナンスの状況によりカードが使用できない旨のメッセージが表示されることがあります。

町民課 住民担当
☎内線 124・125

